

終連報内第三三五號

發 終連五部 昭和二十一年九月二十六日
擔任 橋野事務官 課

情報 總務課復員班、仙崎上陸地支局注意 一般

(註) 基本指令の修正

引 送 に 關 する 件

A P O 五〇〇 一九四六年九月十日

A G 三七〇〇三 (九月十日) G U (S U A P I N I 九二七) 七

總司令部發日本政府發覺書(終連註由)

一九四六年五月七日附錄前令言發綴 A G 三七〇〇五 (五月七日) 〇

〇 (S C A P I N I 九二七) 首題の件に關する修正の件参照

云前(第一)項参照覺書中左記の諸項を取消し附表として添付したる
頁を以つて之に代へる

第一頁(一九四六年七月九日修正)

附錄第二

第二頁()

第一頁（一九四六年七月九日修正）

附録

第二頁 A（一九四六年六月三十日追加）

第二頁

第三頁

第四頁（一九四六年六月三十日修正）

第三

第五頁

第六頁

第一頁

第二頁（一九四六年六月三十日修正）

第二頁 A（一九四六年七月二十日追加）

第五

第四頁（一九四六年七月十二日修正）

第二頁

附録第六

三、新規の諸頁に入れた追加及変更は別紙を添付す

副司令官に代り

高級副官 「シ」レ「シ」大 長

附表十五枚添付（左記）

附表第一―第十一頁（一九四六年九月十日修正）

第二―第二頁（ ）

第三―第一頁（ ）

第四―第二頁（ ）

第五―第三頁（ ）

第六―第四頁（ ）

第七―第五頁（ ）

第八―第六頁（ ）

第九―第二頁（ ）

第十―第二頁（ ）

第十一―第二頁A（ ）

第十二―第四頁（ ）

第十三―第四頁A（一九四六年九月十日追加）

附録第二

第三

第三

附表第十四、第二頁（一九四六年九月十日修正）
第十五、第二頁A（同日追加）
附録六

（以上）

1021

引揚に關する條約附録第二

引揚者の手續の爲日本に於ける受入事務所

一 引揚事務を處理することを日本政府によつて任命された厚生大臣は次のことを行ふ

・ 給養、醫務、轉送、身体検査、保護及後員に關して日本政府の官廳と協力し且本邦八軍司令部と連絡するため中央官廳を設置すること

・ 左のことを行ふために指定された諸港（第二項も参照）に受入事務所を設置し且運営すること

(1) 海外より日本内地に歸還する全ての日本引揚者を受け入れ、手続し、世帯し、送送すること

(2) 附録第三に其の大要を示したように非日本人を集合し、手続し、世帯し且衆給養すること

その連絡と、受入事務所に在る地方の聯合軍當局との連絡の保持に在るために各上陸地支局に在在の長官を指名すると受入事務所の所在地、性格、並に能力

受入事務所は左記の通り設置せしめ且此等の支局のみが引揚の目的に使用されるものである

一日の能力

第一項ロ

第一項ハ

仙	佐	名	舞	吳	神	博
保	世	古	鶴	地	兒	多
X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X
五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇
五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇

(一九四六年九月十日改正)

(SOAP LINE 一九二七/三及七)

浦

賀

五〇〇〇

一五〇〇

× 正規に豫定された引揚船舶以外の方法によつて、日本本土外の地域から日本に入國すると認めらるる者の手續の爲

×× 出發する琉球人のみのために

××× 假島、大竹、宇品を含む

××××× 十日間の豫告で開が出来るように用意された遊覧状態

b 施設

前述の人員の引揚者を受け入れ、手續し且還送するため前に指定した各港には適當な施設を設けらるべきものである。此等の内には管理、必要な健康診断、檢疫所及隔離病院等に對する場所並に食糧、被服及醫務材料の爲に必要なる貯藏所を含むものである

4

厚生大臣は此等の施設の爲に必要な場所の指定の爲に米軍司令部官と打合せをなすものである

c. 警務上の手續

前に指定された諸港に開設された適切な検疫所と隔離病院は附録第五に規定された手續に従つて運営さるべきものである

各上陸地支局の設置、組織及運営は上陸地支局の位置する地區を管理する聯合軍指揮官の監督下に置かるべきものである

(一九四六年九月十日改正)

(SUAPINI 一九二七/三及七)

引揚に関する覚書（五月七日附）附録第三

A(日)字〇〇五號

日本より並日本に對する引揚

第一部 一般計畫

1. 日本より並日本に對する引揚を規定する次の現用計畫は聯合軍總司令部より別に指示あるまで有效である

2. 全計畫は引揚地の利用價值と利用し得べき船舶並鐵道の輸送能力に應じて引揚地を通過する引揚民の流れを軸心として運用せらるる。

3. 本計畫に於ては引揚希望を届告した非日本人で引揚完成に對する日本政府の訓令に應ぜざる者は引揚の特權を喪失し將來の如何なる引揚計畫にも考慮せられない。

日本政府は此等の人名簿を整備すること。一九四六年五月三十一日現在の名簿登録人數を一九四六年六月二十五日以前に總司令部に報告すること。爾後は月報を以て前月の分を翌月十日に又は十

日頃に提出すること

d 前述第八項。の例外を止むを得ざる事情により日本政府の引揚計
畫に應じ得られない家族の場合には認める。然し如何なる場合に
於ても此等の引揚が一九四六年十二月三十一日より後れることは
許されない。爲し得る限り此等引揚民の直接の家族を一單位と見
做し且つ一單位として輸送すること。一家族の者が引揚の特權を
喪失せざる限り。一止むを得ざる事情の爲に引揚計畫に應じ得ら
れない者は前述第八項。に指示された報告内に含ましめないこと
次の引揚地は日本を退去する非日本人引揚民の處理に使用せらる

加多

主として朝鮮人の處理に

鹿兒島及佐世保

主として現在九州に居住する琉球人の處理に

吳地嶼及名古屋

主として鹿兒島及佐世保を經由せざる琉球人

の處理に

本厚生省は次の處置を取ること

a 前述第2項の各引揚地は次記の如く爲し得る限り出国引揚民を以て常に充滿する如くすること

b 提供せられた船舶積込計畫を綿密に検討し且つ次記に關し適當なる處置を講ずること

(1) 引揚地が混雑せざること

(2) 朝鮮及琉球海行の引揚船には爲し得る限り同地行引揚民を満載すること

c 入國引揚民は處理完了後二十四時間以内に引揚地を移動する如く所要の輸送準備をすること

d 歸國希望の非日本人を本計畫の條項に基き移動の指示あるまで現住所に固定する如く統制を加ふること

e 現用引揚地は引揚民の實際の處理並検査に必要とする以外は休宿の爲使用を禁ずること

4 日本政府は次の行動を修正する船舶積込計畫を提供せらるる筈

a 日本商船並海軍船組、日本仕立ての「リパティ」船、LSTに就ては日本商船運管會當局者により
b 米國側仕立のLST其の他の聯合國船舶に就ては聯合國最高司令官により

5. 非日本人引揚列車に乗車する衛兵に就て

a 聯合軍地方軍專當局に對しては引揚地に輸送する非日本人の特別引揚列車の全部に聯合軍衛兵を乗車せしむるを指令した。(非日本人引揚者の乗車する客車一輛に付二名の割にて)

b 日本政府は地方政府當局者に對し次の件を指令すること

(1) 聯合軍地方軍專當局に對し上述特別列車に對し衛兵の配當を要求すること。各要求には次の情報を含むこと。

(a) 輸送せらるべき非日本人引揚者數

(b) 右專用列車の車輛數

(c) 列車の輸送計畫、通路行先

(2) 右地方軍事當局に對する要求は聯合軍が命令を下し且衛兵を乗車せしむるに十分なる時間がある如く申出ること

(3) 此等衛兵用として全旅行間を通じ爲し得る限り他の公用聯合軍將兵用の車を使用することなく之をなし得る場合は適當なる廢臺車又は一等客車を準備すること。例外的の場合にて二等車を代用すること。車は清掃しあること。これ等の客車を使用し得る時は

(4) 列車の運行計畫に変更ありたる場合は機を失せず完全精確なる情報に適宜の地方軍事當局に提供すること

。日本政府は又地方政府當局に對し次の件を指令すること

- (1) 乗車前に出國非日本人引揚者を群長を附する群に編成すること
- (2) 超船員とならぬ様注意すること
- (3) 群の發々たる乗下車を確保すること

6. 統 制

a 日本政府は引揚地の代表者に對し次の件を指令すること

- (1) 出國非日本人引揚者を乗船前群長を附する群に編成すること

(2) 此等乗船中の群に對し日課及衛生法を遵守する様訓令を徹底すること

(3) 群の秩序ある乗船を確保すること

聯合船位立の船組の船長に對し乗船者の個人名及群長名を記せる名簿を提出すること

日本地方當局官更は引揚者が在日間及日本船に乗船間は引揚者の統制に關し利用し得べき凡ゆる法定上の規則を利用する如くすること

第二部 朝鮮より及朝鮮に對する引揚

7. 次の計畫は朝鮮民の引揚を規定する

引揚船送

引揚船は毎日博多より釜山行朝鮮人四〇〇〇名を乗船せしむる如く配船せられてゐる。右船組は空船のまま日本に歸還せしむる

○ 所要に應じ日本人を朝鮮より佐世保に輸送する様計畫せらるるであらう

9. 日本港を通過する朝鮮民の處理

● 現在日本に在る朝鮮民（嘗て北緯三八度以南に居住せし者）の對揚は前述第1項aに述べたる場合を除き一九四六年十一月十五日に又は十五日までに完了せしめる。次の件を示す報告を一九四六年十一月三十日までに聯合軍總司令官に提出すること

(1) 一九四六年十一月十五日前に引揚げなかつた朝鮮人で尙引揚の特權を喪失せざる者（第1項a参照）の家族毎の名簿

(2) 第9項a(1)關係各家族の博多引揚地に對する凡その引揚可能日、但し如何なる場合も一九四六年十二月三十一日以後に後れる引揚は許されぬ

○ 引揚を希望する全朝鮮民が日本を撤退するか引揚特權を喪失するまでは第8項a規定の如く釜山に對する鮮人の船舶輸送は繼續する

10. 朝鮮より日本に到着する日本人引揚者は附録第五第三項b(2)の規定により處理せらるる

11. 北緯三十八度以北の北鮮に引揚

北鮮への引揚は適當なる協定が成立するまでは中止する、北鮮行豫定の朝鮮人は北鮮に引揚得る時期まで日本に留める

12. 朝鮮囚人の引揚

a 日本帝國政府は朝鮮の民間の囚人が入獄の期間を終るまで及禁錮から正當に釋放されるまで日本より引揚させてはならぬ。これは宣告の輕減或は緩和に關し日本帝國政府の特權を少しも犯すものと解釋せらるべきではないのである

b 上記は聯合國最高司令部覺書の規定によるのである。覺書の番号は一九四六年二月十九日附、AG/O-15(四六年二月十九日) L S (S. O. A. P. I. N. 七五七) で其の標題は「朝鮮人及其の他の某外國人等に課せられたる刑の宣告の再審」である

13 本計畫に基き朝鮮人が日本より朝鮮へ引揚ることを計畫し且實行するの日本帝國政府の責任である此の責任を各種朝鮮聯盟或は協會等に其の全部或は一部を委任してはならぬ

第三節 琉球諸島より及同諸島への引揚

14 左記計畫により日本より琉球本國に歸還する日本人の引揚を統制する

15 琉球人の日本より引揚

a 一九〇六年八月十五日に再び開始されたる琉球人の日本よりの引揚は一九四六年十一月二十六日以前に完了する

b 琉球人は聯合國最高司令部覺書に規定された方法及比率で集められ、手續をなし且乗船する其の覺書番號は 九四六年七月二十四

日附、AGOO一四三三(四六年七月二十四日)GO-SOAP
IN-1081)で標題は修正せる「日本に現存せる琉球人の引揚」

である

c. 琉球諸島に於て最初の下船港に到着する引揚者は更に彼等の郷里の島に歸還せしめる

d. 引揚者は琉球諸島行引揚船で鳥獸を輸送してはいけな

16. 琉球諸島に居住せし日本人は善良なりしもののみ琉球諸島に歸ることを許される

17. 琉球諸島より日本人の引揚

日本人は一九四六年十月一日までは毎月一五〇名宛琉球諸島より引揚る、爾後は一九四六年十二月三十一日までに完了する様に前記に
より引揚を實行する

引揚に關する覺書附録第五

醫學及衛生上の手續

一、厚生省は各國民の日本へ及日本よりの歸還に伴ひ必要を生ずる最少限の左記醫學及衛生上の手續を實施するを要する。

2. 全歸還者に對し行ふべき手續

(1) 虱及隔離を要する病氣（コレラ、ペスト、天然痘、發疹塗扶斯、黃熱、癩病及炭疽熱）の患者及其の容疑者又は爾後感染し健康を害する虞れある傳染病の發見に對する醫學的檢査

(2) 感染の虞れなきに至る迄、隔離を要する病氣又は顯著な傳染病の患者又は其の容疑者の病院收容又は其の他の有效な隔離。此等の者を歸還者の搭乗する船舶又は列車に搭乗せしむることを禁止する。（3）項參照）琉球人の歸還者は全部引揚船に乗船する前に六日間隔離するを要する。

(3) 感染の虞ある種類の隔離を要する病氣に罹つた者の持續的監視

に對する適當な處置。監視は最後の接觸日から計算して該病氣の潜伏期間中繼續するを要する。左記潜伏期間を守るを要する。

天然痘一十四日、發疹瘰扶斯一十二日、ペスト一六日

黄熱一六日、コレラ一五日（3項參照）。

(a) 危険の程度に應じ、適當な處置とは監視下に行ふ抑留から前記の3項に記述した病氣に曝らされた者が船客中に在る旨入港國の責任ある統制機關に通告すること迄に亘つて居る。

(4) 聯合國最高司令官に依り承認せられた方法に依る左記の者に對する消毒（DDTを可とす）樺太、千島、露西亞、滿洲、朝鮮支那及其の他發疹瘰扶斯の發生地として知られて居る地域から到着した者全部、其の他の地域から到着し風の傳染を受けた者と明瞭となつた者全部、又は途中前記の指定地域から來た者と接觸した者。消毒の中には此等の者の被服及手荷物竝に傳染の

要ある其の他の物品を含む。

(5) 豫防の處置

(a) 左記豫防接種を行ふこと

1. 天然痘豫防接種は國外への引揚者全部及一年以内に接種して居ない國內への引揚者全部に對し行ふこと。

2. 霍乱新豫防接種は亞細亞本國へ旅行する引揚者全部及六ヶ月以内に接種して居ない國內への引揚者全部に對し行ふこと。

3. コレラ豫防接種は春夏の間國外引揚者全部に對し行ふこと。

(b) 國外への引揚者の引揚進行を妨害する虞ある時は該國の豫防接種は最初の一回だけ引揚支局に於て行ふこと。但しコレラに對する二回の接種は適當な季節中各琉球人引揚者に對し行ふこと。

(c) 天然痘及コレラ豫防接種は適當な季節中實施済の旨記載した英文の證明書を引揚船に乘船する前各國外引揚者に携行せし

むること。

(6) 國際檢疫法に基き必要な記録の保存。

b 日本人の運營して居る船舶に對してのみ左記手續を採ること

(1) コレラが現に發生し又は風土病と思惟せらるゝ地域（亞細亞本國、臺灣及蘭領印度を含む）から到着した船舶に於ける咬性消毒に對する検査

(2) 咬性傳染病患者の發生した船舶又は存在する糞便量に依つて鼠數過大であると決定された船舶に對するシ酸ン化物、二酸化硫黃又は聯合軍最高司令官に提出し及豫め承認を受けて居る其の他の方法に依る燻蒸消毒

(3) 燻蒸消毒後發見された鼠全部の消毒又は燻蒸消毒を實施しなかつた船舶上又は陸上に於ける鼠に依る捕獲に對する検査

(4) 人員及其の財産竝に鼠の傳染した虞ある船舶の部品の消毒（D D I を可とす）は勿論、水上投鏝、波止場との隔離、鼠の監視

等を含む傳染病の傳播防止に適用し得る附加的な手段。D D T に依る消毒は一往復航海に一ヶ月以下を要する往復就航を實施して居る全船舶に對し毎月實施するを要する。一ヶ月以上を要する航海に就任しある船舶は

f 日本政府は日本人乗組の船長に對して前記(8)又は感染地區を通過し潜伏期間を経過せざる船客が乗船して居る時は之を登録する爲責任ある處理機關となるべきことを通告するを要す。尙本通告には直ちに所要の施設を實現し得ざる著明傳染病例へば結核等を包含せしめる。若し以上に該當しない場合は船長に於て傳染病の顧慮なき旨を報告する。

g 癩患者は引揚を行はず。

三、引揚船に對する日本醫師の配當

h 支那よりの引揚に使用する日本人乗組のリバナー船及L S T船(病院船を除く)に對しては支那官憲の指令に依り日本人醫師を乗組

ませる。

右指定醫師は永続的に此等の引揚船に乘組むことになる。

b 前記2a以外の日本人乗組船に對しては左記に依り永続的に醫師を指定す。

(1) 四日以内(四日を含まず)の航海を行ふ船には看護人二名とす。但し次記2b(2)は此の規定に依らぬ。

(2) 四日又は四日以上航海又は琉球人の引揚に従事する船には醫師一名看護人二名とす。

c 日本政府はS O A J A Pより醫員の必要とする運航船舶の航程及船名の通知を受ける。

三、引揚コレラ患者の離隔檢疫處置

a コレラ感染港より引揚ぐる者が日本内地にコレラを入れぬ様に日本政府は直ちに左記の處置を行ふ。

コレラ感染港は聯合軍最高司令官より「コレラ港」として指定せらる。

コレラ港よりの引揚船の乗船者中にコレラ患者無き場合。

(1) 六日以内の航海の場合の一ヶ月以内に接種せし乗組員（前記ノ項参照）を除き乗船者全員に對し一立方糎のコレラリクチンを接種し上陸せしむ。而して上陸者の取扱は平常の通とす。

一對一の標準で換算せられる兩替證券を安全なる保管所に收納する。其の取扱に關しては後日聯合軍最高司令官より指令せられる。日本銀行券、「B」標券及上陸港で交換せし現金を合計して前記2a(1)項の制限額を超過せざる額は携行を許可せらる。

(2) 日本に持参せし朝鮮銀行券、臺灣銀行券及滿洲中央銀行券を含む全ての外國貨幣の交換は出來ない。但し制限額以内の交換は差支なし。

此の如き現金で日本に持参せられたるものは各人に受領證を交付して安全なる保管所に收納する。其の取扱に就ては後日聯合

軍最高司令官より指示せられる。

左記事項は最高司令官の覺書第三項。

書類番號 AG 一二三（四五五年十二月十三日）

ESS/FI 一九四五年十二月十三日附「日本人引揚者に對する救助金

支拂に關する件」の訂正又は廢止を意味するものではない。

a 左記に依り列記しある有價證券は日本に持込んでも宜しい。

(1) 日本内地、朝鮮、臺灣、關東州及北支に於て日本圓にて預金し
ある日本郵便貯金の通帳

(2) 郵便保險證券（郵便年金證券及證書を含む）及日本の會社で發
行せる保險證券

(3) 日本内地の金融機關で發行せる通帳

(4) 陸軍及海軍野戰郵便局の通帳

(5) 支那に於ける横濱正金銀行が圓貨の拂込みに依て支那よりの引
揚者に對して發行せし圓貨支拂の送金證書、但し各人の携帶す

る送金證書の全金額が圓貨、爲替及或は（又は）日本政府公債等に加へて前記2a(1)項の規定額を超過することは出来ない。

●所有者のみに有用なる私有物及衣服を携帯することを許可せり。

此れは各人が一度に携帯し得る量を限度とす。

●(1)左記は各人に受領證を交付して取上げよ。

(a)現金の總額又は現金或は兩替證券、送金證書及日本政府の保證するものを合したるもの。